

個人 1

受 令和 4 年 11 月 21 日
付 千前・午後 9 時 00 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 4 年 11 月 21 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 市原 誠二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 12 月定例会において別紙
のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>3</u>	新たな交通手段「電動キックボード」の活用について
要 旨	<p>2022年4月に成立した改正道路交通法により、要件を満たせば16歳以上ならどなたでも乗ることができるようになる「電動キックボード」。法が施行されれば「電動キックボード」は、免許不要で歩道の走行も可能であり、便利な交通手段となります。今後2年以内をめどとして法は施行されますが、既に複数の自治体で活用方法に関する実験が行われております。そこで、以下の3点について答弁を求めます。</p> <p>(1) 持続可能な交通体系の確立に向けた現在の取組について</p> <p>(2) 電動キックボードを用いたラストワンマイルの解消について</p> <p>(3) 新たな交通手段の普及支援に向けた道路整備要件の追加について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。